

意見書（医師記入）

施設長歳児児童名生年月日 年 月 日

(病名) 該当疾患に□チェックをお願いします

	麻しん(はしか)
	インフルエンザ(A型・B型)
	風しん
	水痘(水ぼうそう)
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
	結核
	咽頭結膜熱(プール熱)
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症(○157、○26、○111等)
	急性出血性結膜炎

	伝染性軟属腫(水いぼ)
	伝染性膿痂疹
	頭ジラミ

集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名医師名印

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、医師により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育施設に提出して下さい。

この様式は『小山地区医師会共通書式』です。

小山地区医師会会員の医療機関にて、この用紙を使用した場合、文書料は無料です。

この用紙以外のものにつきましては、各医療機関が定める正規の診断書料金が発生します。

医師が意見書を記入することが考えられる疾患

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻しん(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度ですが、最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が発現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(0157、026、0111等)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連續で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

*感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(ー)としている

感染症名	感染経路	集団生活の対応
伝染性軟属腫ウイルス(水いぼ)	集団生活、水遊び、浴場等で皮膚と皮膚が接触することにより、周囲の子どもに感染する可能性がある	水いぼを衣類、包帯、耐水性ばんそうこう等で多い、他の子どもへの感染を防ぐ。プールの水では感染しないので、入っても構わない。
伝染性膿痂しん(とびひ)	水疱やびらん、痂皮等の浸出液に原因菌が含まれており、患部をひつかいたり、かきむしったりすることで、湿疹や虫刺され部位等の小さな傷を介して感染する	病変部を外用薬で処置し、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆えれば、通園可能。 プールでの水遊びや水泳は治癒するまで不可。
アタマジラミ	接触感染。家族内や集団の場での直接感染、あるいはタオル、くし、帽子を介しての間接感染。	出席停止の必要はなし。ただしできるだけ早期に適切な治療をする必要がある。